

国民健康保険診療所事業会計予算

議第 50 号

平成22年度 恵那市国民健康保険診療所事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度恵那市国民健康保険診療所事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 恵那市国民健康保険三郷診療所		
(1) 外 来	年間延べ患者数	4,714人
	1日平均患者数	19.4人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	2,700千円
2 恵那市国民健康保険飯地診療所		
(1) 外 来	年間延べ患者数	6,172人
	1日平均患者数	25.4人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	2,700千円
3 恵那市国民健康保険岩村診療所		
(1) 外 来	年間延べ患者数	17,180人
	1日平均患者数	70.7人
4 恵那市国民健康保険山岡診療所		
(1) 外 来	年間延べ患者数	8,772人
	1日平均患者数	36.1人
(2) 主要な建設改良事業	医療機器備品購入事業	5,875千円

5 恵那市国民健康保険串原診療所		
(1) 外 来	年間延べ患者数	1, 460人
	1日平均患者数	14.6人
6 恵那市国民健康保険山岡歯科診療所		
(1) 外 来	年間延べ患者数	6, 318人
	1日平均患者数	26.0人
7 恵那市国民健康保険上矢作歯科診療所		
(1) 外 来	年間延べ患者数	5, 585人
	1日平均患者数	25.5人
8 恵那市透析センター		
(1) 外 来	年間延べ患者数	2, 028人
	1日平均患者数	13.0人
(2) 主要な建設改良事業	耐震性受水槽設置工事	3, 990千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 診療所事業収益			634, 700千円
第1項 医業収益			526, 500千円
第2項 医業外収益			108, 200千円
	支	出	
第1款 診療所事業費用			634, 700千円
第1項 医業費用			627, 700千円
第2項 医業外費用			6, 000千円
第3項 予備費			1, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,700千円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,203千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額827千円、過年度分損益勘定留保資金5,670千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			27,900千円
第1項 出資金			27,900千円
	支	出	
第1款 資本的支出			36,600千円
第1項 建設改良費			17,370千円
第2項 企業債元金償還金			19,230千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 336,900千円

(他会計からの補助金)

第7条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりとする。

- (1) 研究研修費、共済追加費用負担金、児童手当、子ども手当のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,134千円である。
- (2) へき地直営診療所運営のため国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、158,000千円と定める。

平成 22 年 3 月 2 日 提出

恵那市長 可知 義明